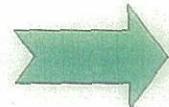


解雇・雇止め等労働条件問題への対応(ポイント)

職業安定行政との連携

不適切な解雇・雇止め予防等の啓発指導

解雇・雇い止め、労働条件の引下げ等について、労働基準法等を遵守し、労働契約法や裁判例に照らし不適切な取り扱いが行われることのないよう、都道府県労働局、労働基準監督署が啓発指導を実施(新パンフレットを作成)。



解雇については、労働者の生活に大きな打撃を及ぼすことから、雇用調整を行う場合であっても、解雇以外に方法はないか慎重に検討を行うことが望まれること

有期契約の途中解約は、やむを得ない場合に限られること

労働条件特別相談窓口の設置

全労働基準監督署に設置

解雇、雇止めをはじめ労働条件、労務管理について相談を実施

大量整理解雇等を行う事業場に対する指導

労働基準法違反に関する指導、不適切な解雇・雇止め予防等の啓発指導を都道府県労働局、労働基準監督署が実施

厚生労働省労働基準局長から、事業主団体に対し適切な労務管理の重要性を傘下企業に周知するよう依頼する文書を発出

①緊急雇用対策本部への参加

②パンフレットをハローワークでも配布

③雇用調整助成金制度の周知・ハローワークへの取次ぎ

④大量雇用変動・労働者派遣契約の中途解除等の情報の共有